

公聴会及び第 21 期第 13 回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 5 月 23 日（火） 14 時 00 分から 14 時 40 分
- 2 開催場所 高知市本町 5-3-20 高知共済会館 3 階「藤」
- 3 出席委員 林田千秋、筒井一水、大木正行、御処野誠、島崎 章、
西脇亜紀、川村寛二、堀澤 栄（計 8 名）
欠席委員 百田美知、山下慎吾
署名委員 西脇亜紀、堀澤 栄
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事
事務局 木村書記長、志和書記、占部書記
- 4 審議事項
公聴会
議題 漁業権の一斉切替えに係る内水面漁場計画設定について
委員会
第 1 号議案 漁業権の一斉切替えに係る内水面漁場計画設定について
第 2 号議案 漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について
第 3 号議案 高知県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程について
- 5 議事内容
(公聴会)
木村書記長 それでは、定刻でございますので、ただ今から、漁業権の一斉切り替えに係る内水面漁場計画設定についての公聴会を開催いたします。
では会長、お願いいたします。
林田会長 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
本日は、漁業権の一斉切替えに係る内水面漁場計画設定に関しまして、漁業法第 67 条第 2 項に基づき、公聴会を開催いたします。どうかよろしくお願いいたします。
それでは、事務局から、これまでの経緯と、公述の申し出の状況について報告等をお願いします。
占部書記 それでは、今回の公聴会の経緯について説明させていただきます。
失礼ですが、座って説明させていただきます。

令和5年4月28日に開催しました第12回委員会におきまして、漁業権の一斉切替えに係る内水面漁場計画設定に関する公聴会の開催について、ご決定をいただきました。その後、令和5年5月8日付けで、この漁場計画設定に関する公聴会開催について、開催日時、場所、議題、公述者の受付時間等の掲示文を、県庁に掲示した他、関係者に通知又は掲示の依頼をいたしました。なお、公聴会開催についての文書掲示場所は、関係の内水面漁業協同組合、同じく内水面の漁業権が所在する各市町 水産主務課、高知県漁業管理課、高知県庁本庁舎掲示場でございます。

本日午後1時30分から当会場で公述者の受付を行いました。受付時間の午後1時50分までに公述者の申し出はございませんでした。

以上報告いたします。

林田会長

ありがとうございました。ただ今事務局から報告がありましたが、公述の申し出がないようでございますので、これで本日の公聴会を終了いたします。

引き続き、内水面漁場管理委員会を開催いたします。
事務局、どうぞ。

木村書記長

それでは、ただ今より、第13回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日、追加資料をお配りしています。左上に追加資料と枠組みで記載している1枚ペーパーでございます。第1号議案で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、委員定数10名の内、出席委員は8名で、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。会長、お願いいたします。

林田会長

それでは引き続きまして、第13回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第13回高知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

15日に第一弾としてあゆ漁が、3つの河川で解禁されました。それぞれ雨による増水、水温の状況など、河川によって釣果は様々と聞いておりますが、あゆ釣りをされる方には楽しみな時期が訪れたのではないかと

と思っております。

さて、本日お願ひします議案は3件でございます。

まず、第1号議案の「漁業権の一斉切替えに係る内水面漁場計画設定について」は、本年9月1日からの新たな免許に関する内水面漁場計画案について、先ほどの公聴会を受け、ご審議をいただくものです。

第2号議案の「漁業法第73条第2項第2号に係る「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について」は、漁業権の免許に当たり、同一の漁業権について複数の免許の申請がある場合の判断基準を定める必要があるため、ご意見を伺うものです。

第3号議案「高知県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について」は、こちらは県の個人情報の保護に関する取り扱ひが改正されたことに伴ひ、規程を定めようとするものです。

委員の皆様には、ご審議の上、適切にご意見・ご答申を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが会の開催にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞ、よろしくお願ひをいたします。

林田会長

ありがとうございました。本日の欠席委員は、百田委員、山下委員の2名です。続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、西脇委員、堀澤委員にお願いします。

林田会長

それでは議題に入ります。第1号議案「漁業権の一斉切替えに係る内水面漁場計画設定について」を議題とします。なお、この件については、前回の第12回委員会の審議を経て、本日、公聴会を開催したところでは、事務局からの説明を求めます。

占部書記

漁業権一斉切替えに係る内水面漁場計画の設定につきましては、令和5年9月から10年間にわたる漁業権免許に係る、非常に重要な案件であります。この案件は、4月28日に開催しました第12回高知県内水面漁場管理委員会において諮問し、公聴会の開催の議決をいただきました。

この議決を受け、本日開催いたしました公聴会では、公述の申し出はございませんでした。次に、本委員会において、ご審議をお願いすることとなっております。資料の構成については、前回から変わっておりませんが、内容について一部変更したところが2点ございます。差し替え資料の2-1の告示の案をご覧ください。修正箇所については下線を引いております。

1点目については、差し替え資料の2-1の14ページの区画漁業権についてご覧ください。次のページの(3)個別漁業権又は団体漁業権の

別について、ご覧ください。令和5年度の一斉切替えから、個別漁業権又は団体漁業権の記載が必要であったため、これを追記しております。

2点目については、16ページの区内第104号についてご覧ください。17ページの一番下の(5)条件をお願いします。次のページをお願いします。修正としまして、「条件なし」を「次の区域においては、船舶の航行を妨げてはならない。」としております。これは、現免許でも「同区域において、船舶の航行を妨げてはならない」との条件が付与されています。今回の更新については、修正前の告示案では「条件なし」としていたところ、国土交通省 四国地方整備局から、現免許と同様な条件を付け加えて欲しいとの要望がありましたので、現免許同様の条件を付与することとして、追記しています。

これについては、前回資料の資料2-3をご覧ください。33ページをお願いします。図面のア付近、区画の右側の先端部分が航路と重複しておりますので、この区域について、「船舶の航行を妨げてはならない」という条件を加えるものとなっています。四万十下流漁協にもそれについてはご説明し、条件が付与されても支障がないことを確認しております。告示案の修正箇所については以上です。

次に、免許の申請期間についてです。差し替え資料の2-1の19ページをご覧ください。19ページの下あたりの第5の漁業の免許申請期間についてですが、免許の申請期間を6月5日から7月19日までの45日間とすることを予定しています。

漁業権一斉切替えに関するフローについてです。前回資料の2-5でご説明します。資料2-5をお手元にご用意ください前回の委員会が内水面漁場計画について⑧の「委員会への諮問」、⑨の「委員会での審議」で、本日は、内水面漁場計画についての⑩の「公聴会」と、引き続き委員会でご審議頂きまして、⑪の「委員会の答申」となります。今後は、⑫「漁場計画の公示」として県公報への掲載に進んで参ります。告示日は、5月31日を予定しております。なお、公報への掲載にあたりましては、告示の担当課である法務文書課の確認を受けて、漁場計画の文言等の軽微な修正が入る可能性がございますので、その旨、ご了承いただくようお願いいたします。その後、漁協におきまして、総会等を開催していただきまして、先ほど申しましたとおり、⑭の「免許申請受付」としまして、6月5日から7月19日の間に申請をお願いすることとなります。その後、申請受理後、8月頃を目途に⑯の「適格性の審査」を委員会で行っていただき、ご答申をいただきたいと考えております。そして、9月1日付けで免許を行い、県の公報に漁業権者などを登載して、公示を行うこととなります。

なお、今回の漁業権の一斉切替えに係る遊漁規則等については各漁協

が設定するに際して、県から各漁協に一定の見直しを助言する通知を发出することを考えておりました、その内容について、ご説明します。追加資料をご覧ください。1の概要をご覧ください。近年、デジタル化の影響等による国民の余暇の楽しみ方が多様化する一方、燃油・資材高騰などにより各産業分野では体質の強化や価格転嫁などの対応を迫られています。また、ジェンダー、男女平等への理解も徐々に進むなど、10年前から社会情勢は大きく変化しております。このような社会情勢を踏まえ、令和5年の漁業権免許の一斉切替えに伴う遊漁規則の設定については、内水面漁協において議論を行った上で規則を設定するよう、県から各漁協に通知したいと考えています。次に2の県内及び県外の内水面漁協における遊漁料の調査及び結果等についてご覧ください。県内の17内水面漁協と県外の全国主要河川の19内水面漁協における遊漁料金等の調査を行いました。その結果については次のとおりでした。

①の魚種別遊漁券については、県内では魚種別遊漁券を販売している漁協が少ない状況でした。②の遊漁券のネット販売についてですが、県内ではネット販売している漁協が3漁協と少なく、県外では多い状況となっています。③の日券と年券についてですが、県内では日券の平均金額は2,200円、年券は6,900円で、日券3回分が年券相当額となっています。県外では日券の平均金額は2,600円、年券は10,400円で、日券4回分が年券相当額となっています。④女性割引については県内は14漁協のうち4漁協が実施しておりますが、県外では19漁協のうち8漁協が実施していました。また、男女割引については公共機関ではほとんどなく、民間機関でも減少傾向にあります。⑤遊漁券の期間については、全魚種遊漁券において、あゆ漁期を遊漁期間にした場合、あまごは3月1日解禁のため、あゆ解禁日で遊漁券が切れる事例があります。

このような結果を踏まえ、3の「遊漁料金等の設定について」の通知の概要としまして、以下内容を記載し、通知を行う予定としています。

①遊漁者が利用しやすい環境づくりとしまして、ネット、デジタル技術を活用することによる利用者の利便性の向上を図ることや、魚種別の遊漁券、日券・年券の料金及び期間等の変更による釣り未経験者や初心者、ライトスタイルで楽しむ方々などの需要の掘り起こしなどを検討していただくこと。②女性割引については、新たな客層である女性遊漁者の掘り起こしを目的とする一方、ジェンダーフリーやLGBTへの配慮などの観点も踏まえて検討していただくこと。③遊漁料の額については遊漁料の額は漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料の間における費用の配分が公平かどうか、また、遊漁料の額は「増養殖及び漁場の管理に要する経費」が基準となることから、現在の消費者物価指数や物価高の影響なども参考にし、検討していただくことを組合内で十分議論し、遊漁規則を設定

するように、県から各内水面漁協に通知したいと考えております。
説明は以上でございます。

林田会長

何かご意見や、ご質問は、ありませんか。

西山副部長

補足させていただいてもよいでしょうか。今回、内水面の漁業権の一斉切り替えをいい機会として、内水面漁協の方々に議論していただきたいということでこの通知を発出させていただくことにしました。

特に女性割引については、以前この場で後議論いただきましたが、そのまま結論がでないまま、我々も行動がとれないままにきてまして、申し訳ありません。この一斉切り替えを機に我々も一緒に考えて行きたいと思っております。

女性だけに限らず、中学生以下、高齢者の料金と分けている漁協も多いと思いますが、経営戦略として裾野を広げるという意味では女性割引も一定理解されるものだと思いますが、そもそもジェンダーレスの流れからすると、男女とだけ分けることが今、世界的に問題となっている、議論されているところですので、その辺の社会情勢を勘案して、どちらでということとは中々申しあげにくいんですが、先ほど担当から説明のありましたとおり、公共機関ではそうした割引はしていないということもございます。

漁協は公的な性質が強い機関ということもございますので、総合的に議論してご判断いただければと思っております。また、人権問題だけでなく、漁協の収入を少しでも上げられる施策も是非とっていただきたい。ここには書いてませんが、例えば複数河川での共通遊漁券というものも一つの手ですし、魚種による遊漁券、あまごが切れてしまうというのも以前から問題で、ます釣りをされる方から不満があるとの話を聞いております。これを機会に考えていただきたいと考えていますので、内水面漁連、各漁協でご議論をお願いしたいと考えております。

林田会長

そうですね。ジェンダー問題は話題となっているので、男女を分け隔てるというのはどうかという気はします。また、県内でネット販売、釣りチケでやったりしているところは、あまりないんですか。うちも今年からということでやっていますが。

占部主幹

今ネット販売をされている漁協は野根川漁協、嶺北漁協、仁淀川漁協、鏡川漁協となっています。

林田会長

うちは、ホームページでは販売するようにしています。それから釣り

チケ、場所がわかるようなものを申請しております。こういう方向に向かっていく気がしますので、やりたいところがあれば紹介していただきたいと思います。

林田会長

他にございませんか。

島崎委員

女性の漁券ですが、女性も引き込んでということですが、九頭竜川では、去年から女性だけの大会を開いたり、女性トーナメントも増え、男子のなかに入ってやられる方もおいでるみたいですよ。高知県でも徐々に増えていますよね。男性と同じ値段に上げた時に。海釣りとは比べたら川の漁券は安いと思うんですよ。高知県は全国的にみても安いけど、ただ、外からちょっとでもファンを集める段階やないやろうか。それとも、思い切って、漁協も経営が成り立たないといかんわけやから折り合いつけて。漁協の中で決まるのであれですけど。いち釣りファンとしては。

林田会長

女性が川にいっぱいいると男性も遊びに行くぞとね。

西脇委員

私の実体験なんですけど、過去に県外で女性の割引があるところ、女性が無料のところに入ったことがあるんですけど、男性より釣ってしまうと文句を言われたりとか、そういうことも実際あった。金額の差がなければそういうことがなかったのかなと。これを議論するにあたって、内水面の委員会は女性が3割いますが、漁協はいないですよ。漁協に女性がいない段階でどうなのかなと。

筒井委員

仁淀川漁協の場合、女性が来てくれるということは、それに対して男性も来る。県外から女性がやりたいとなったら男性も遊漁券を買う。それであれば女性を半額にして男性に買ってもらえれば売上が入る。女性を引き込むことで一緒に来た男性も引き込む、子供を安くすれば親も来てくれるということを一時期考えたことがあります。

西山副部長

先ほども申し上げたように、裾野を広げるといった大きな言葉でいうと、料金設定は経営戦略の問題なので否定されているものではないと思っています。ただ、言い方一つの問題で、女性が入れば、男性も来るだろうというのは非常に危うい言い方であろうと思います。一般論で申し訳ありません。加えて、男と女だけに分けること自体が問題という、男性でもない女性でもない、そう性的自認をされている方がいらっしゃる。具体的に申し上げまして、例えば私女性です、漁券をくださいという方の

見た目と言っていることが違う場合に、漁協又は遊漁券の販売者の方はどう対応なさるんでしょうかというのが我々純粋に疑問として思っております。

林田会長

それは問題ですよ。

西山副部長

そういうこともあると思いますので、どちらかにせよということは申し上げにくい問題ではありますが、先ほど西脇委員がおっしゃった、色々な性の方がいらっしゃる場で議論されるのがベストだと思いますが、実際には、性自認が男性の方が漁協をほとんど経営されている。中には職員さんで女性の方、地区の役員の方で女性の方はいらっしゃらないでしょうか。あるいは、西脇さんのように頻繁に遊漁券を利用している女性の釣り人のご意見を伺うとか、色々なやり方があると思いますので、一緒に知恵を絞っていきたいと思います。

林田会長

男性女性が関係なく楽しめるような方法を考えていかなければ。西脇さんにお聞きしたいが、我々、町村にお願いしてマップの中に使えるトイレを入れさせてもらおうかと思うんですが、どう思いますか。

西脇委員

すごい大事なことと思います。友釣り体験をする中で、女性のお客さんが半分近く来ます。男性女性で来られますので。女性一人でも来られる方はいます。一番多い質問は、ウェアのこととトイレどうしてますということ。あゆ王国でもお話させてもらいましたが、トイレの場所と、着替えができる広めのトイレとか、そういったところをマップに入れてもらうのが助かる。できれば、見目でトイレとわかる建物になっていれば、いいんですが、見目にわかりにくいところもありまして。女性や初心者を呼び込むためには、駐車場とかトイレとかを見やすくするというのはいいのかなと思います。

林田会長

奈半利川の場合は、町村に少なくとも一つは遊漁者用のトイレを作ってもらえんかという活動をしておるところで、奈半利町は是非やってくれと町長からの話もいただいています。人が集まってくれる方法として、考えていけばやってくれると思います。遊漁のマップにも入れていこうと考えています。

堀澤委員

せっかくだから女性と言うことで発言したいと思います。私釣りは一回だけしかしたことがないですけど。この年だからかもしれないけど、半額、割引というインセンティブよりも家族で、子供を連れて行きやす

いプログラムがあればいいと思います。それが割引がいいのか、トイレがいいのか。子供と一緒にいくと裾野を広げる、次世代につながりますので、そのような視点に切り替えていくといいと思います。

林田会長

家族で楽しめる場として、川も考えていったらいいですね。
他に何かございませんか。

大木委員

今話を聞きまして、四万十は非常に遅れている。四万十の場合、中流域から上流域が遊漁で、中流域から下流域は網漁なんで女性の方はほとんど見かけることはございません。四万十の方は立ち後れており、少しずつ考えてはいますが、ご指導お願いします。

西脇委員

四万十で一人女性が網をやられる方がいますよね。

大木委員

います。その方は市民の伝統漁法の教室なんかも開いて網の技術の講習会を開いたりとか、女性や子供を対象にしたりといったことはやっております。

西脇委員

実は友釣り体験に四万十の方が来られまして、最初のとっかかりを教えるんですね。2、3回来られて、友釣りを覚えて、次、四万十川でやりますと言って帰って行かれます。グループで来られてまして、その中に女性が3名おられました。教えてくれる人がいないということで、仁淀川に通われて、覚えてから帰られたという方もいらっしゃいますので、やりたい方はいらっしゃいますので、とっかかりとか、つかみのところだと思しますので、何かあれば協力させていただきたいと思しますのでよろしくをお願いします。

大木委員

こちらこそ、よろしくをお願いします。

林田会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案「漁業権の一斉切替えに係る内水面漁場計画設定について」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

林田会長

続きまして、第2号議案「漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

占部書記

それでは、第2号議案 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準についてご説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。諮問文を読み上げます。5高漁管第186号 令和5年5月19日 高知県内水面漁場管理委員会 会長 林田 千秋 様、高知県知事 濱田 省司、漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について、このことについて、別紙案のとおり定めたいので、貴会の意見を伺います。

ここからは座って説明させていただきます。

漁業権の免許にあたり、同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合につきましては、漁業法第73条第2項第2号の規定により、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準を定める必要があります。

2ページの判断基準案をご覧ください。具体的な判断の方法を第3条に規定しております。対象となる事案が発生した場合は、県水産振興部長、副部長及び各課長で組織する審査会において、水産庁の海面利用制度等に関するガイドラインにおいて免許者を決定するにあたって考慮すべき項目として列記されています「生産量の増大」「漁業所得の向上」等、5項目について、審査員が申請書ごとにそれぞれ審査を行います。その結果、各審査員の点数の合計が最も高い申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」と判断することとなります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

他にございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

林田会長

続きまして、第3号議案「高知県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第3号議案 高知県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について、ご説明いたします。ここからは座って説明させていただきます。資料3をご覧ください。

個人情報の保護につきましては、これまで平成13年11月27日付けで施行された規程に基づく取り扱いを行っておりましたが、令和5年3月31日付けで「高知県個人情報保護条例」が廃止され、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」に基づく取り扱いとなったことに伴い、これまでの規程を廃止し、新たに規程を定めようとするものです。

1から2ページは告示案、3ページが新旧対照表となっています。4ページの「個人情報の保護に関する法律について」をご覧ください。「高知県個人情報保護条例」と「個人情報の保護に関する法律」いわゆる個人情報保護法の相違点ですが、県条例では、死者に関する情報も個人情報に含めておりましたが、保護法では生存する個人に関する情報と定義され、死者に関する情報は含まれません。また、県条例では、生活保護法の扶助を受けたこと及び成年被後見人等であることを個人情報としておりましたが、これも保護法では定義されておられません。これらが主な相違点でございます。

次のページ以降は「高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（せこうじょうれい）」及び「施行細則（せこうさいそく）」登載時の公報でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第3号議案「高知県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

林田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

林田会長

本日の議案審議は終了しました。これをもちまして、第13回内水面漁場管理委員会を閉会といたします。本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第21期第13回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋 _____

議事録署名委員 西脇 亜紀 _____

議事録署名委員 堀澤 栄 _____